別紙３

アーカイブ資料等の寄附手続きに伴う希望調書

情報･システム研究機構
国立極地研究所アーカイブ室

国立極地研究所では、下記の寄附受入対象に掲げるアーカイブ資料の受入を行っております。

国立極地研究所アーカイブ室寄附受入対象資料
　国立極地研究所の活動または極地観測に関わる、歴史的記録をとどめている資料

・非公文書、刊行物、写真、図版、図面、音声、映像、電子記録
・観測機材、設営機材、装備、衣類及び個人資料

アーカイブ資料等の寄附手続きにあたっては、下記の１から３に承諾いただく必要があります。
また、受入に当たっては所内委員会にて審議がなされます。

１．国立極地研究所で受入の決まった資料は返還できません。

２．国立極地研究所から対価はお払いしません。

３．国立極地研究所への受入が決まったアーカイブ資料等については、アーカイブ室の管理のもと、閲覧、複写、撮影及び貸出に供します。

上記の１から３について承諾します。

年　　月　　日

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．資料の由来について、お分かりになる範囲でご記入ください。

５．受入対象外となった資料の返還を希望されますか。

□　希望します　　□　希望しません

■受け入れたアーカイブ資料は、情報・システム研究機構における個人情報に関する規程等に基づき、アーカイブ室が適切に管理します。

■アーカイブ資料として受け入れの決まった資料については、来歴情報等につき追加のインタビューをさせていただく場合がございます。ご協力をお願いいたします。